

# サンケイホールブリーゼ使用規定

この規定は、株式会社ブリーゼアーツ(以下「当社」)が、「サンケイホールブリーゼ」のご利用にあたりまして定めたものです。使用申込者は本規定を承認の上、お申込みいただきますよう、お願い申し上げます。

## ●使用の制限について

次の事項に該当する場合は、申し込みをお断りいたします。

また、すでに承認している場合でも使用の取り消し、もしくは、使用の停止をさせていただきます。この場合の損害賠償には応じられません。

- ① ホール使用料を所定の期日までにお支払いいただけない場合
- ② ホール使用規定、もしくはそれに基づく注意事項に従わない場合
- ③ 「使用申込書」の記載に偽りがあった場合
- ④ 使用の権利を他に譲渡、または転貸した場合
- ⑤ 建物、施設、付帯設備等を破損、または滅失するおそれがあると認められる場合
- ⑥ 天変地災その他の不可抗力により施設等の利用ができなくなった場合
- ⑦ 大規模地震対策特別措置法により、警戒宣言が発令された場合
- ⑧ 関係法令・関係諸官庁の指示に反する行為をした場合
- ⑨ 公の秩序または、善良な風俗を乱す恐れがあると認められた場合、
- ⑩ 他の利用者もしくは館内テナント・テナント関係者・または来館者・会場周辺及び近隣住民に迷惑を及ぼすと当社が判断した場合
- ⑪ 利用者が暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、社会運動等(人権運動、政治活動含む)標ぼうゴロ又は特殊知識暴力集団等、その他暴力的若しくは不当な要求行為等により市民社会の秩序や安全に脅威を及ぼす団体若しくは個人(以下、総称し「反社会的勢力」)に該当することが判明した場合
- ⑫ 反社会的勢力、反社会的勢力の関係者または事業内容や目的が明確でない団体や個人が主催、共催、後援もしくは協賛をする行事に利用するとき。また、これらの団体または個人の利益になると認められる場合
- ⑬ その他、当ホールの運営上、支障があると認められた場合

## ●使用前の準備

- ① 催物を円滑に進行させるために、使用日の1ヶ月前までにホール公演担当者及び技術担当者と打合せを行ってください。
- ② ホール使用者側で、期日までに関係官庁等への届けを行い、その許可証を提示してください。

* 火気・危険物関係	大阪市北消防署	06-6372-0119
* 警備関係	曽根崎警察署 警備課	06-6315-1234
* 大型車両通行許可書(平日利用)	曽根崎警察署 交通課	06-6315-1234
* 著作権関係	(社)日本音楽著作権協会大阪支部	06-6244-0351
- ③ その他、大量の水や紙吹雪等の使用の際は、事前にホール公演担当者、技術担当者にご確認ください。

## ●使用上の注意事項

- ① 催物に関わる来場者のホール内外での整理、誘導及び盗難事故の防止は、使用者側で行ってください。
- ② ホール使用中(搬入出を含む)に発生した人的・物的損害については、ホールでは責任を負いかねます。
- ③ 舞台設営・本番進行・撤去時は危険作業であるという認識を持ち、常時安全対策を講じて下さい。またホール管理者の安全指示に従ってください。本事項を順守されない場合、使用の停止ならびに催物の停止をしていただく場合があります。
- ④ ビル敷地内での看板・ポスター・ちらし等の掲示及び配布については、予めホール側の承認を得たもののみ可能とし、所定の場所以外への掲示はお断りいたします。尚、催物終了後は、速やかに撤去してください。
- ⑤ 楽屋管理は使用者側でお願いいたします。ホール使用中に生じた盗難事故についての責任は負いませんのでご了承ください。
- ⑥ ホール使用中に建物、諸設備、器具、備品等の破損、紛失された場合は、実費を申し受けます。
- ⑦ その他使用に関しては、ホール営業担当者、技術担当者と十分協議相談のうえ、その指示に従ってください。

## ●その他

- ① 催物に伴い物品販売を行う場合は、必ずホール営業担当者と打合せを行ってください。  
物品販売手数料(売上の10%)を頂戴いたしますので、当日現金にて精算ください。
- ② ブリーゼチケットセンターにて、公演チケットを販売する事ができます。詳しくはホール営業担当者へお尋ねください。